

本資料に関するお問い合わせ

総務部経営企画課

TEL：011-241-2535

MAIL：k_kikaku@cgc-hokkaido.or.jp

令和5年度 年度経営計画

公表日：令和5年4月26日



企業とともに、地域のために

北海道信用保証協会

Credit Guarantee Corporation of Hokkaido

<https://www.cgc-hokkaido.or.jp/>

年度経営計画（令和 5 年度）

1. 業務環境

① 経済動向

新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ）の蔓延から3年が経過し、国内では感染拡大防止と経済活動の両立が進められている。そうした中、国がコロナの感染症法上の分類を今春 5 類へ移行する決定をしたことは、ウィズコロナが今後さらに浸透していく契機となり、経済活動のさらなる回復が期待できる。

国内経済では、急激な原油原材料高騰等マイナスの要因はあるものの、水際対策の緩和や全国旅行支援などによる人流再開と個人消費の復調を背景に、総じて経済は緩やかな回復基調にある。

道内経済についても、国内外からの観光客数の復調と消費マインドの回復によって、宿泊・飲食や生活関連・娯楽などの対面型サービスの市況改善が牽引する形で、景気は緩やかに持ち直している。

今後は、本格的な経済回復に向けて、業態転換や事業承継の取り組みを加速させるとともに、新技術開発などのイノベーション創出に向けて、官民が協働して取り組んでいく必要がある。

② 中小企業を取り巻く環境

一方で、道内中小企業・小規模事業者（以下、事業者）においては、急激な原油原材料高騰等によるコスト高を価格転嫁できず、収益確保が困難な事業者も少なくない。そうした中で、コロナで膨らんだ債務の本格的な返済開始時期を迎え、収益性改善の取り組みが喫緊の課題となっている。さらには、少子高齢化の進行とコロナによる離職などの要因で、幅広い業種で人手不足が業績改善の足かせになっており、国からの賃上げ要請やIT化への着手の遅れとも相まって、事業者には克服すべき様々な課題が複雑に絡み合う形で山積している。

2. 業務運営方針

当協会は、こうした業務環境を踏まえ、信用保証協会の公共的使命を自覚し、事業者のライフステージの各局面において、信用保証制度がその事業の発展を支え続けるものとなるよう取り組むとともに、事業者が抱える様々な経営課題の解決に向け、金融機関・関係機関等と連携した経営支援をさらに推し進めていく。

また、当協会が将来に亘って公共的使命を果たし続けていくために、経営基盤の強化に取り組むとともに、IT 利活用による業務改善を進め、社会変容に応じた組織運営を目指す。以上を踏まえて、年度経営計画の方針を次のとおりとして取り組む。

① 政策保証の推進と適切な信用保証の供与

国や地方自治体が展開する各種の政策保証や融資制度を通じて、引き続き資金繰り支援に万全を期す。さらには、伴走支援型特別保証によるゼロゼロ融資の借換など、返済負担の軽減や、経営者保証に依存しない保証への対応など、事業者の多様なニーズに応じたきめ細かい支援に努める。

② 経営支援と事業再生の推進

事業者が直面する様々な経営課題の解決に向け、北海道イノベーションプラットフォーム等の各支援機関や専門機関と連携したプッシュ型経営支援を展開することで、事業者の経営改善を支援する。また、事業再生局面の事業者に対しては、経営者保証ガイドラインの適切な運用に努め、経営者の再チャレンジを後押しする。

③ 中小企業の経営改善・生産性向上に向けた取り組み

事業者の経営改善・生産性向上の取り組みのためには、金融機関との対話を通じた適切なリスク分担が必要不可欠であり、多様なコミュニケーション方法を活用しながら、意見交換会や勉強会を通じた金融機関との対話に引き続き取り組んでいく。

④ ライフステージに即応したきめ細かな支援と地方創生への貢献

地域経済の活力維持や雇用の確保を図るため、創業者への開業支援はもとより、新たな事業を生み出すための起業支援に積極的に取り組むとともに、事業承継支援や事業再生支援を通じて、地域を支える事業者の経営基盤を着実に繋いでいく取り組みをサポートし、地域経済の活性化に寄与することで、地方創生への貢献を果たしていく。また、持続可能な社会の実現に向け、カーボンニュートラルや健康経営といった SDGs 等の取り組みを支援する保証制度を推進し、地域社会への貢献に取り組んでいる事業者を後押しする。

⑤ 地域金融におけるプラットフォーム機能の発揮とプレゼンスの向上

「北海道中小企業支援ネットワーク」および「北海道イノベーションプラットフォーム」の事務局として、仲介機能を発揮するとともに、各地域の支援機関が一体となって事業者支援を展開できるよう取り組んでいく。また、信用保証制度や当協会が展開する各種施策を、広く分かりやすく、多様な媒体で発信することで、地域における当協会のプレゼンス向上に取り組む。

⑥ 求償権先の状況に応じたきめ細かい回収業務の取り組み

信用補完制度の堅持や事業者のモラルハザード防止のため、効果的な手法によって求償権回収の促進を図るとともに、個々の求償権の実情を把握しながら、効率的な求償権管理に努める。

⑦ IT 利活用を通じた効率性と利便性の向上

IT 利活用の取り組みを組織的に促進していくとともに、デジタル技術を活用した業務の効率化に向けて、職員の IT リテラシーの向上を図っていく。また、デジタル化に伴う社会ニーズの変化に対応できるよう環境整備を進め、利便性向上の取り組みを強化する。

⑧ 業務改善の推進と組織運営の強化

健全かつ適正な業務運営態勢の確保に努めることで経営の効率化を図るとともに、人材育成・能力開発を通じた組織体制の強化に取り組む。また、職員の働きがいの向上を図り、組織活性化の取り組みを進める。

⑨ ガバナンスの強化

公的な保証機関としてガバナンスの強化を図るため、コンプライアンス態勢ならびにリスク管理態勢の充実・強化に努める。また、自然災害等の危機に直面した際には、公的支援機関としてその責務を果たせるよう、組織機能を維持するための体制整備に努める。

3. 事業計画

令和5年度の主要計画数値は以下のとおり。

項 目	金 額
保証承諾	2,500 億円
保証債務残高	1 兆 3,072 億円
保証債務平均残高	1 兆 3,779 億円
代位弁済	180 億円
回 収	19 億円